

# 「(仮)石狩市墓地等の経営の許可等に関する条例・同条例施行規則の制定について」に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 平成29年12月5日（火）から平成30年1月5日（金）まで

【担当部局】 環境市民部環境保全課

【意見提出者】 2人

【意見件数】 15件

【意見への対応】	採用	: 意見に基づき原案を修正するもの	3件
	一部採用	: 意見に基づき原案を一部修正するもの	1件
	不採用	: 意見を原案に反映しないもの	7件
	記載済	: 既に原案に盛り込まれているもの	1件
	参考	: 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	その他	: ご質問・ご意見として何うもの	3件

【意見の検討経過】 平成30年1月9日～1月18日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成  
平成30年1月26日 企画課、総務課法制担当に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「(仮)石狩市墓地等の経営の許可等に関する条例・同条例施行規則の制定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	近年の家族形態や葬送に対する意識の変化等で市内における需給バランスに関しては、既存の民間霊園の拡張などで十分対応できると考える。	その他	ご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。
2	申請者において、条例規則に規定する基準を満たしている場合であっても、許可権者の裁量において判断すべきで、札幌市の条例の規定と同様に需給バランスを考慮した審査が行われるべきである。	採用	<p>民間墓地利用対象者は、石狩市民と限定されないことや、各宗教法人により異なることから、一律に基準を設け制限するのは困難であるため、新設或いは既存の民間霊園の拡張も含め、申請者において需給バランスをどのように考えた運営計画となっているかを個々に精査することや、札幌市の動向を注視し、総合的に勘案して審査すべきものと考えます。</p> <p>なお、札幌市において、需給バランス確保等の理由から新設墓地許可を出していない直近の状況を踏まえ、本条例施行日以降における未審査の新規の申し出については、札幌市民の利用が多く見込まれる本市の民間墓地についても当面の間、同様の取り扱いになるものと考えます。</p>
3	<p>共同墓地経営には、必要な資力や社会的信用が求められることから、檀家墓地と審査基準は分けるべきと考える。</p> <p>また、規模・設置場所の要件も異なる基準を適用すべきである。</p>	不採用	<p>檀家墓地と共同墓地、双方において、資力、社会的信用は必要なものと考えます。安定的かつ永続的な経営の確保のため、個々の申請について総合的に精査し判断することとなることから、審査基準を分けて設定する必要はないと考えております。</p> <p>また、規模・設置場所の要件は、現規則等においても基準は分けており、原案でも同様とすることと考えております。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
4	申請時に檀家墓地として許可を得た場合、共同墓地として使用者募集を行うことがないように、事後の指導についても厳しく行うべきである。	その他	墓地経営者に対しては等しく許可時の申請内容に即した事業経営内容となっているか事後指導を行うものは当然のものと考えます。
5	設置場所が「市街化区域に隣接しない市街化調整区域」とあるが、この場合都市計画区域外も全て不可となり、必要以上に厳しい基準と考える。	採用	ご意見を踏まえ、都市計画区域外も設置可能場所となるよう表現を追記いたします。
6	墓所の区画面積に関する規制は設けない方が望ましいと考える。	記載済	利用者のニーズに対応するため、現行規則における「一区画あたり3平方メートル以上であること」の規定は設けないことを考えております。
7	地形上、各墓所の格差が著しく生じさせない土地とはどのようなものか。また、格差を生じさせてはいけない理由はあるか。一定程度の格差が生じるのはよいのではないか。	採用	傾斜地や谷地といった起伏の激しい地形を想定しております。墓地は極めて公共性の強い施設であることから、過度の格差が生じるのは好ましくないと考えます。民間墓地経営において、一定程度の格差が生じることまで規制するものではないと考えておりますことから、規定から削除いたします。
8	宗教法人が経営主体となる場合、「5年以上宗教活動をしているもの」とあるが、「5年以上に亘って <u>実質的な</u> 宗教活動をしている <u>実態があり</u> 」に修正すべきである。	不採用	宗教法人ごとに宗教活動の内容については、それぞれに異なるものであることから、判断に疑問や議論の生じる可能性のある表現を条文に加えることは適切ではないと考えます。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
9	資力要件は特に重視すべき。資金は着実に増加していった実績が求められるべきで金融機関等からの借入金を持って資金とすることは許されるべきではない。	不採用	資力要件について資金内容のみをもって判断すべきではなく、財産、或いは預金残高、さらには複数年に渡る法人の資金計画を含む収支決算状況等、長期的な経営状況と事業計画を総合的に精査し、判断するべきであると考えます。
10	単立宗教法人は法人格が売買されることがあるがために永続性は全く確保できないことから、宗教法人が経営主体となる場合、単立宗教法人を排除し「2つ以上の被包括法人を包括している宗教法人」に限定すべきである。	不採用	宗教法人格が売買されるケースがあるといった事例をもって、全ての単立宗教法人において永続性確保の問題があると断定できるものではないことから、経営主体をご意見の宗教法人に限定すべき明確な根拠はないと考えます。
11	宗教法人が経営主体となる場合において、代表役員の営業の自由を奪うことは出来ないものであることから、アパート経営等を営むことは認められて然るべきである。しかしながら、宗教活動以外の営利活動を主として営んでいる宗教法人は、永続性・非営利性の観点からも、墓地等の経営が許可されるべきではないため、「代表役員が宗教活動に専従していること」を要件にすべきである。	不採用	宗教法人の永続性と代表役員が専従であることに合理的関連があるとは考えられず、また、判断に疑問や論議の生じる可能性のある専従の基準を要件に入れるべきではないと考えます。
12	経営主体に、「・市長が特別の理由があり、墓地経営を行うために必要な資力及び社会的信用を有すると認められた宗教法人及び公益法人」とあるのは不要である。	不採用	経営主体は自治体を除く外は、原則、要件に該当する宗教法人によるものと考えておりますが、例えば既存の民間墓地において将来的に経営主体の変更が生じることが無いとは断定できないことから、利用者保護の観点からそういった例外的事案への措置として、要件に合致しない宗教法人、若しくは公益法

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
			人からの変更に係る申し出の審査・許可について対応可能とするために規定する必要があると考えております。
13	<p>墓地の規制にかかる基準の規模面積を「0.5ヘクタール以上」から「3ヘクタール以上」に修正すべき。</p> <p>小規模墓地は経営が成り立たない。</p> <p>墓地計画標準では「おおむね10ヘクタール以上」としている。</p>	一部採用	<p>墓地計画標準は、平成12年に廃止されている旧建設省からの通知であり、以前、北海道に確認したところ、道内の大部分の墓地が10ヘクタール以下との回答も得ております。また、本市においても1ヘクタールの規模の民営墓地で安定的な経営を行っているという実績もあることから「1ヘクタール以上」と修正いたします。</p>
14	<p>改善勧告に従わない場合、「許可をしない」と決定すれば足りるのではないか。</p>	その他	<p>勧告に従わない場合、当然ながら許可をしないこととなると考えております。また、既に経営がなされている墓地に対する勧告も想定されることから、利用者保護の観点から当該経営者を公表することは必要なことと考えます。</p>
15	<p>条例施行における経過措置は不適切であり、全文を削除すべきである。現在の墓地要綱等を見直して、適切な墓地行政を目指すのが新条例である筈である。</p>	不採用	<p>新条例の制定は、元来適切な墓地行政の取扱いを規定する現要綱等に準じて、更に地域住民の良好な生活環境の確保や利用者保護のために、必要な他の要件等について定めるものであります。そのような趣旨からも、既存規定に基づいて適正に手続きを進行させていた者や関連する社会生活に著しい影響を与えかねないことから、安定性を確保するために経過措置を定めることは合理的理由があるものと考えます。</p>

